

暴力団による巧妙な資金獲得活動への対応

大阪弁護士会 民暴委員会委員

ことのは法律事務所 弁護士 鮎川卓史

1 はじめに（暴力団対策の進展）

昭和～平成にかけて、暴力団の活動によって民間人が被害を受けるケースが続出していたことから、社会的に暴力団対策の必要性が高まり、国や地方自治体は暴力団対策を進めました。

平成4年には、国の法律で「暴力団対策法」が施行され、さらに平成20年代には、各地方自治体レベルで「暴力団排除条例」が広まっていきました。

これらの対策によって、暴力団構成員は、明示的に暴力団の名前を出して活動することが困難になりました。

2 罪種別検挙状況の推移

(1) しかし、暴力団は、表立って活動できなくても、隠れて活動するようになってきています（活動の密行化）。

この傾向は、警察庁の統計データにも、顕われています。

平成3年（暴対法施行前）と令和元年の「暴力団構成員等の罪種別検挙状況」を比較すると、興味深いデータが見られます。暴力団構成員の犯罪行為を「罪種（犯罪の種類）」ごとに、割合で見たものです。

① 割合の減少した犯罪

平成3年と令和元年で比較すると、傷害罪は16.9%→12.8%と減少し、恐喝罪は9.6%→4.5%と半減しており、ノミ行為・賭博罪に至っては14.1%→1.4%と激減しています。

② 割合の増加した犯罪

一方、詐欺罪は3.9%→10.1%と2.5倍、窃盗罪は6.6%→10.0%と1.5倍に倍増しています。また、覚せい剤犯罪は、22.0%→25.2%と微増しています。

(2) 恐喝罪は、相手方を畏怖させてお金を取得する犯罪ですので、暴力団対策法等の取締りが奏効し、暴力団構成員が自ら名乗ることができず、半減したものと見られます。

一方、詐欺罪（2.5倍）、窃盗罪（1.5倍）は、暴力団を名乗る必要性はなく、

むしろ巧妙に隠しながら、違法にお金を取得する犯罪ですので、倍増しています。

暴力団対策法の施行から約30年間の経過を経て、暴力団の犯罪が内容的に変質してきている点が、データ上も明らかになっています。

3 特殊詐欺（例えば「訴訟詐欺」について）

このように、暴力団は、組織の実態を隠しながら、巧妙に活動資金を獲得する方向にシフトしてきています。

オレオレ詐欺・架空請求詐欺などのいわゆる「特殊詐欺」が増加し、これらの詐欺集団には、暴力団構成員等が組織的に関与することが多くなっています。

特殊詐欺の中には「訴訟詐欺」と呼ばれる類型もあります。実際には提起されていないのに、訴訟が提起されたと欺いて、お金を詐取するものです。

訴訟詐欺については、紛らわしい名称を騙るなど、専門知識のない方にとっては、本物と混同するおそれがあります（法務省HPなど参照）。

しかし、訴訟詐欺では、ハガキが届くケースが多いのですが、本物の訴状は、必ず封筒であり、特別送達という特殊な郵便で届きます。

また、差出元に「法務省管轄支局 民事訴訟管理センター」などの架空の部署が記載されていたり、事件番号の体裁・符号も明らかな間違いが見られるケースが殆どです。

いわゆる「訴訟詐欺」は、法律専門家の弁護士から見れば、一目瞭然です。

差出人の定かではない「請求文書」が届いた場合には、個人・社内だけで対応するのではなく、早めに弁護士・警察への相談をご検討頂ければと思います。

以上

※ 本内容における意見に関する部分は、執筆者個人によるものです。

※ 禁転載